

氏名 (法人にあっては名称)	王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社
住所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞ヶ関ビルディング 27F

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	<p>■小売電気事業者</p> <p>2015年7月より工場・事務所等への電力小売を実施。</p> <p>また2016年4月より、グループ会社を通じて家庭・事業所への電力小売を実施。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	<p>グループ会社を通じて、水力等再生可能エネルギーやFIT電気を調達。非化石証書購入等による排出量抑制も実施。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2020年度)	0.149 (kg-CO ₂ /kWh)	0.398 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2021年度)	0.800 (kg-CO ₂ /kWh)	1.000 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2023年度)	0.600 (kg-CO ₂ /kWh)	0.800 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2031年度)	0.400 (kg-CO ₂ /kWh)	0.600 (kg-CO ₂ /kWh)
	<p>(目標に係る措置の考え方)</p> <p>小売電気事業者として事業活動を行う上でバランスの取れた電源構成を目指している。再エネ電源からの相対調達、およびクレジットや証書活用等で排出量抑制を推進していく。但し特定事業者からの卸供給影響を受ける為、2021年度は排出係数は上昇する見込み</p>		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標			
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)	
	前年度実績 (2020 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)	
	当年度目標 (2021 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)	
	短期目標 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)	
	長期目標 (2031 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)	
	(目標に係る措置の内容)			
	自社保有発電所なし			
	電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
		年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
前年度実績 (2020 年度)		177 (千kWh)	7.78 (%)	
当年度目標 (2021 年度)		200 (千kWh)	10.00 (%)	
短期目標 (2023 年度)		200 (千kWh)	10.00 (%)	
長期目標 (2031 年度)		200 (千kWh)	10.00 (%)	
(目標に係る措置の内容)				
再生可能エネルギーの調達の増加および証書の積極的取得を目指す				
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		自治体等が保有する廃棄物発電からの電力購入の取組みを検討する。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標		親会社である王子グリーンリソース株式会社にて火力発電の熱効率向上の取組みを検討する。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家が自らの使用電力量をWEB上で確認できるシステムを立ち上げている。 ・WEB上で自社の電源構成を公表。 			
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	グループ会社の発電所が所在する地域において、環境教育活動に貢献すべく取り組む			

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。